

特定非営利活動法人  
子育てネットワークえひめ定款

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人子育てネットワークえひめという。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を愛媛県松山市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、不特定多数の個人、団体を対象に、少子高齢化、核家族化社会を背景とした子育てに関する様々な課題の解決に向けて、現状の調査研究を行い、地域の人々の活力や能力を生かした多様な子育て支援活動を展開し、広く普及を図るとともに、保健、福祉、社会教育、人権、環境、まちづくり、男女共同参画、市民活動促進など、様々な分野で活動している団体との子育てに関するネットワーク化を図ることによって、子どもの健全な育成、及び共に支え合う豊かな子育て環境と、安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

### 第4条

この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 子どもの健全育成を図る活動
- (2) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (3) 社会教育の推進を図る活動
- (4) 人権の擁護を図る活動
- (5) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、上記の目的を達成するため、特定非営利活動に係る次の事業を行う。

- (1) 子育て支援活動事業
- (2) 預り保育事業
- (3) 子育て情報発信事業
- (4) 子育て講座、スキルアップ事業
- (5) 会報誌発行事業
- (6) その他、この法人の目的達成のために必要な事業

## 第3章 会 員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (ア) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (イ) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

#### (入会)

第7条 正会員及び賛助会員の資格取得の条件を特に定めない。

- 2 正会員及び賛助会員として入会しようというものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとする。代表理事は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 代表理事は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

#### (会費)

第8条 正会員及び賛助会員は、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。

#### (会員の資格の喪失)

第9条 正会員及び賛助会員は次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格は喪失する。

- (ア) 退会届の提出をしたとき
- (イ) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき
- (ウ) 継続して1年以上会費を滞納したとき
- (エ) 除名をされたとき

#### (退会)

第10条 正会員及び賛助会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

#### (除名)

第11条 正会員及び賛助会員が次の各号の一に該当するときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (ア) 法令またはこの定款に違反したとき
- (イ) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反した行為をしたとき

#### (抛出金品の不返還)

第12条 既納の会費及びその他の抛出金品は返還しない。

## 第4章 役員及び職員

#### (役員の種類及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (ア) 理事 3人以上9人以内
  - (イ) 監事 1人以上3人以内
- 2 理事のうち、1人を代表理事、1人を副代表理事とする。

(選任など)

第14条 理事及び監事は、総会で選任する。

- 2 代表理事、副代表理事は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、または当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれてはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。代表理事以外の理事は、法人の業務についてこの法人を代表しない。

- 2 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき、又は代表理事が欠けたときは、副代表理事が、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (ア) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (イ) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (ウ) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - (エ) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (オ) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期など)

第16条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を越える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなくてはならない。

- (ア) 心身の故障のために、職務の遂行に耐えないと認められるとき。
- (イ) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められたとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、代表理事が任免する。

## 第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び活動決算
- (5) 役員を選任、解任及びその職務及び報酬
- (6) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回以上開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
  - (ア) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
  - (イ) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を掲載した書面をもって招集の請求があったとき
  - (ウ) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を掲載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ閉会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条の第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (ア) 日時及び場所
  - (イ) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあってはその数を付記すること。）
  - (ウ) 審議事項
  - (エ) 議事経過の概要及び議決の結果
  - (オ) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名、押印しなければならない。

## 第6章 理 事 会

(構成)

第31条 理事会は理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (4) 事務局の組織及び運営
- (5) その他の総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 33 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 2 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 34 条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったとき、その日から 30 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決)

第 36 条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 37 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第 1 項の適用については、理事会に出席するものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

## 第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 39 条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産

- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 財産から生じる収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、理事会の議決を経て代表理事が行う。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び活動予算)

第 42 条 この法人の事業計画及びそれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 43 条 前条の規定に関わらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで全事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 44 条 予算通過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更生)

第 45 条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更生をすることができる。

(事業報告及び活動決算)

第 46 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸貸対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上余剰金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 47 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 48 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 49 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 50 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の議決
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 所轄庁による設立の認証の取り消し
- (5) 合併
- (6) 破産

2 前項第 1 号の事由により解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 51 条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く）したときに、この法人が有する残余財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、社会福祉法人松山市社会福祉協議会に譲渡するものとする。

(合併)

第 52 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 53 条 この法人の公告は、この法人の事務所の前の掲示板に掲示するとともに、愛媛新聞に掲載して行う。  
ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府 N P O 法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

## 第 10 章 雑則

(細則)

第 54 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

## 附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の会費は、第 8 条の規定に関わらず、次に掲げる金額とする。

年会費

正会員 3, 0 0 0 円

賛助会員 個人 3, 0 0 0 円